

第33回沖縄振興開発金融公庫債券（サステナビリティボンド）

発 行 要 項

1. 債券の名称 第33回沖縄振興開発金融公庫債券（サステナビリティボンド）
2. 債券の総額 金100億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受ける。
4. 各債券の金額 1,000万円
5. 利 率 年1.068パーセント
6. 発行価額 額面100円につき金100円
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、2034年10月20日にその総額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、2025年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各20日にその日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 発行日の翌日から2024年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 担 保 本債券の債権者は、沖縄振興開発金融公庫法の定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫（以下「当公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
11. 募集の受託会社
 - (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - (3) 募集の受託会社は、法令、本要項並びに当公庫及び募集の受託会社との間の2024年10月10日付第33回沖縄振興開発金融公庫債券（サステナビリティボンド）募集委託契約証書に定める事務を行う。
12. 期限の利益喪失に関する特約 当公庫は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
 - (1) 当公庫が本要項第8項又は第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - (2) 当公庫が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (3) 当公庫が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当公庫の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当公庫又は当公庫が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社に於ける会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
13. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当公庫が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本要項第14項(2)に定める方法により公告する。
14. 公告の方法
 - (1) 当公庫は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
15. 債券原簿の公示 当公庫は、当公庫本店に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
16. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をすることができる。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 債権者集会は、当公庫又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項を公告する。債権者集会の招集は、当公庫及び募集の受託会社にこれを通知する。
 - (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当公庫が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
 - (5) 債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額に応じて、議決権を有するものとする。
 - (6) 前号の規定にかかわらず、当公庫は、その有する本債券については、議決権を有しない。
 - (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
 - (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき
 - ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③ 決議が著しく不公正であるとき

④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき

- (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当公庫は、その代表者若しくは代理人を当該集会に出席させ、又は書面によって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当公庫と募集の受託会社が協議して定め、本要項第14項(2)に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手続に要する合理的な費用は当公庫の負担とする。

17. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務

- (1) 当公庫は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当公庫の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公庫に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

18. 申 込 期 日 2024年10月10日

19. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本要項第21項の引受並びに募集の取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。

20. 払 込 期 日 2024年10月18日

21. 引受並びに募集の取扱会社

大和証券株式会社（代表）
みずほ証券株式会社（代表）
SMB C日興証券株式会社

22. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構

23. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行